令和８年 10 月 20 日

各団体の長　殿

東京労働局長

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70％以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあることから、東京労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 経営トップによるメッセージの発信
- 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
- ノー残業デーの設定
- 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　　等

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

⑴　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

⑵　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 十分な納品リードタイムの確保
- 運送を考慮した出荷時刻の設定　等

3　自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

しごとより、
いのち。

仕事は、たいせつ。でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京
会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2026.
11月24日(火)
14:00～16:30（受付13:00～）

会場
大田区民ホール・アプリコ 小ホール
（東京都大田区蒲田5-37-3）

◎お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：東京都、大田区、東京弁護士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

東京会場

プログラム

[開会挨拶]

[東京過労死弁護団より挨拶]

[基調講演]

**「過労死防止に繋がる多層的な取り組み
—運輸業界の例に学ぶ（仮題）」**

北島 洋樹 氏
（公益財団法人大原記念労働科学研究所 副所長研究部　主任研究員）

[過労死を考える家族の会 体験談]

[取り組み事例紹介]

「客室乗務員の過重労働の実態と課題」
ジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）

[質疑応答]

[閉会挨拶]

北島 洋樹 氏

公益財団法人
大原記念労働科学研究所
副所長研究部　主任研究員

1989年慶應義塾大学大学院修士課程心理学専攻修了。2019年千葉工業大学より博士（工学）授与。1991年「財団法人労働科学研究所（当時）」入所。1997年同所主任研究員となり、2007年10月より副所長。産業心理学・人間工学的アプローチによる労働科学を実践し、VDT作業、テレワーク、自動車や券売機などの機器インターフェースに関する、現場を志向した研究に従事。2021年より独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所特定研究業務研究員を兼任し、主に運輸業における過労死防止研究に取り組んでいる。

会場のご案内

大田区民ホール・アプリコ 小ホール

（東京都大田区蒲田5-37-3）

・JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約3分
・京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約7分

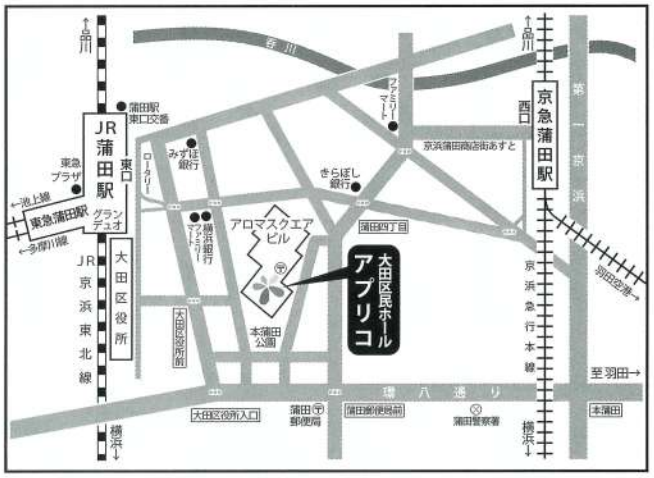

参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

東京中央
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2026. 11.5 (木) 14:00~17:00 (受付13:00~)

参加無料 事前申込

会場 **東京大学 伊藤国際学術研究センター B2F 伊藤謝恩ホール**
(東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 本郷キャンパス内)

●お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：東京都、文京区
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

東京中央会場

プログラム

[開会挨拶]

[厚生労働省より過労死等防止対策等の説明]

[過労死等防止対策推進全国センターより報告]

[過労死を考える家族の会より体験談]

…… 休　憩（会場移動） ……

[分科会] ※選択制、会場が分かれます。

A会場「シン・ブラック企業の脅威
～働き方の最新事情　その絶望と希望～」
常見 陽平氏（千葉商科大学基盤教育機構　教授）

B会場「カスタマーハラスメント対策の法的課題
―2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて」
日原 雪恵氏（東京大学社会科学研究所　准教授）

A会場 常見 陽平氏
千葉商科大学基盤教育機構　教授

1974年生まれ。北海道札幌市出身。
一橋大学商学部卒。同大学大学院社会学研究科修士課程修了。
リクルート、バンダイ、ベンチャー企業、フリーランス活動を経て、
現在、千葉商科大学基盤教育機構教授、評論家。
主著―
『日本の就活』（岩波新書）
『なぜ、残業はなくならないのか』（祥伝社新書）
『僕たちはガンダムのジムである』（日本経済新聞出版）など

B会場 日原 雪恵氏
東京大学社会科学研究所　准教授

東京大学法学部卒業、同大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了。同研究科助教、山形大学人文社会科学部講師を経て2025年4月より現職。専門は労働法。ハラスメントに関する比較法研究を主な研究テーマの一つとしており、『労働におけるハラスメントの法的規律―日仏カナダの比較法研究』（有斐閣）を2026年秋頃刊行予定。最近の論文に、「カスタマーハラスメントに関する現状と法的課題――労働法の視点から」ジュリスト1605号35頁（2024年）、「ハラスメント防止措置の構築の意義と損害賠償責任への影響――まいばすけっと事件」金融・商事判例増刊1736号「企業コンプライアンスと労働判例」20頁（2026年）等。

会場のご案内

東京大学 伊藤国際学術研究センター
B2F 伊藤謝恩ホール

（東京都文京区本郷7-3-1 東京大学 本郷キャンパス内）

・都営大江戸線「本郷三丁目」駅 徒歩6分
・東京メトロ丸の内線「本郷三丁目」駅 徒歩8分
・東京メトロ千代田線「湯島」駅 徒歩15分
・東京メトロ南北線「東大前」駅 徒歩15分

参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら ▶ 過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□経営者　□会社員　□公務員　□団体職員　□教職員　□医療関係者　□弁護士　□社会保険労務士
□パート・アルバイト　□学生　□過労死等の当事者・家族　□その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	▶分科会のご希望会場に✔を入れてください。 □A会場「シン・ブラック企業の脅威～働き方の最新事情 その絶望と希望～」 ※ご希望に添えない場合のみ電話でご連絡いたします。 □B会場「カスタマーハラスメント対策の法的課題―2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて」	
	ふりがな　□A会場 □B会場	ふりがな　□A会場 □B会場
	ふりがな　□A会場 □B会場	ふりがな　□A会場 □B会場
連絡先	●TEL：　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

分科会（A・B会場）では質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？

- ☑「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☑ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。（同一労働同一賃金）
- ☑ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☑ 就業規則を見直したい。
- ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
  - ・多様な正社員制度
  - ・選択的週休3日制
  - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です

\ぜひ／働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

「労働時間特別相談窓口」を開設しています

労働時間のことならなんでもご相談ください！
専門家が貴社の状況を踏まえて支援します

- ☑ 自社に合った労働時間制度を知りたい
- ☑ 36協定の作り方がわからない　など

東京働き方改革推進支援センター

〒103-8346東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館8階

受付時間　平日　9:00～17:00

TEL　0120-232-865　FAX　03-6675-4325

MAIL　tokyo@workstylereform.net

WEB　https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/

東京働き方改革推進支援センター　検索

令和8年9月1日作成版

令和8年度 厚生労働省委託事業　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

東京働き方改革推進支援センター
専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号
03-6675-4325

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日:　　年　　月　　日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 （うち非正規雇用労働者　　名）
所在地	〒　　-		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望　　月　日　時から 第2希望　　月　日　時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 （複数選択可）	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正　☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT活用） ☐ 多様な働き方の実現（多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制） ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善　☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し　☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備　☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進　☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 年次有給休暇・特別休暇　☐ 36協定 ☐ 柔軟な労働時間制度（変形労働時間制、フレックスタイム制など） ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他（　　）		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介　☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介　☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト）　☐ 労働局HP ☐ 過去にセンターを利用したことがある　☐ 金融機関からの紹介 ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介　☐ 案内ポスター・チラシ ☐ その他（　　）		

お問い合わせ先
東京働き方改革推進支援センター
〒103-8346　東京都中央区日本橋本石町3-2-12　社会保険労務士会館8階
TEL：0120-232-865　　MAIL：tokyo@workstylereform.net

※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00~12:00/13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)

36協定の電子申請は「ポータルサイト」からが便利です！

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請できます!!

こんな悩みありませんか？
- e-Govの操作が難しい
- CSVファイルの作成が大変
- 届出先の監督署を間違った！
- 毎年同じ入力が面倒

そのお悩み、ポータルサイトで解決できます！

こんな方におすすめ！
- 初めて電子申請をする方
- 本社一括届出が多い事業場
- 業務を効率化したいご担当者の方

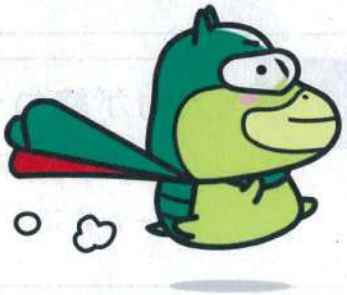

ポータルサイトを使うとここが違う！

項目	従来(e-Gov)	ポータルサイト利用
CSV作成	自分で作成	自動作成 ✓
監督署選択	自分で調べる	自動 ✓
入力作業	毎回全項目入力	前回データ活用可 ✓
作業時間	長い	短縮 ✓

- ○自動作成で手間ナシ！
- ○検索不要・誤り防止！
- ○更新作業も楽々！
- ○業務が効率的に！

☆ポータルサイトにはエラーチェック機能も☆
⇒入力漏れ・管轄誤りを防止し、補正手続きなどが格段に減ります！

簡単・便利なポータルサイトの電子申請の詳細は裏面へ

東京労働局労働基準部監督課

ポータルサイトの電子申請はこれでOK！

1 ポータルサイトにアクセス

右の二次元コードから、又は「確かめよう労働条件」を検索いただき、ウェブサイトにアクセスしてください。

「事業者・企業の労務管理の方向けコンテンツ」のタブから、「電子申請様式作成支援ツール」をクリックしてください。

2 GビズID・スタートアップ労働条件のアカウントでログイン

ログイン方法については右の二次元コードから、「会員登録及びログイン方法について」を選択しご確認ください。IDの発行、登録は初回のみで、2回目以降はスムーズにログインできます。

3 事業場を登録し、電子申請をしたい様式を選んで入力スタート！

事業場は1度登録すれば、以後は名称の絞り込みから選択できます。登録した事業場を選択し、電子申請したい届出の様式を選択したら、様式の記入したい部分をクリック(タップ)して入力してください。

4 入力が終わったらエラーチェック、問題なければそのまま申請

入力に不足・不備があればエラーチェック時に修正指示が表示されます。

エラーが修正されたら様式のPDF作成ができ、電子申請がそのまま行えます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

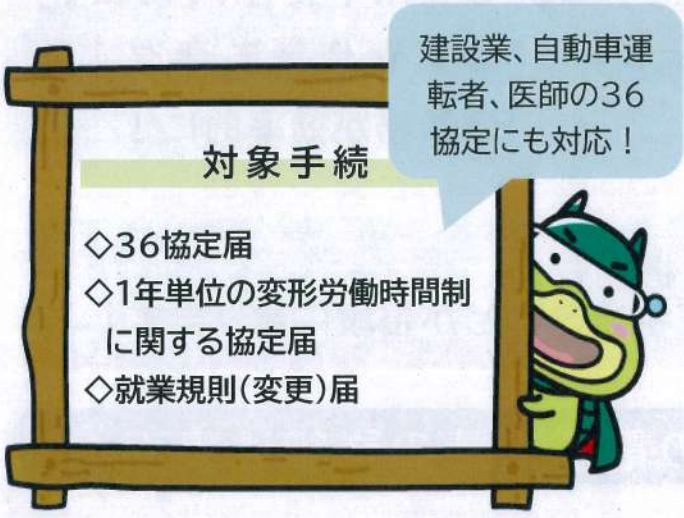

ポータルサイトは「確かめよう労働条件」を入力し検索！

確かめよう労働条件 検索

(R8. 6)